

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-1-3
許認可等の種類	定期検査				
根拠法令条例等・条項	計量法第19条第1項				
許認可等の概要	取引又は証明に使用されている特定計量器(質量計、皮革面積計)の正確性を確保するための定期検査				
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>○計量法第23条第1項 定期検査を行なった特定計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 検定証印等が付されていること。 二 その性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること。 三 その器差が経済産業省令で定める使用公差を超えないこと。 <p>○特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号) 【定期検査の合格条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第43条(表記等) 第44条(性能に係る技術上の基準) 第45条(使用公差) 第46条(性能に関する検査の方法) 第47条(器差検査の方法) 				
基準の制定根拠	—				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定した実施期日・場所で行なう場合 1日 ・所在場所定期検査の申請があった場合 未設定(申請実績がないこと、また、検定・検査計画との調整を要するため、予め設定することは困難) 				
期間の制定根拠	—				